

進路だより

群馬県立しろがね特別支援学校

平成29年 5月 27日(土)

◆本校の就業体験は、つぎのように計画しています。

	高等部1年生	高等部2年生	高等部3年生
6月5日から 6月16日	校内就業体験	校内就業体験	校内就業体験
		校外就業体験	校外就業体験
9月4日から 9月15日	校内就業体験	校内就業体験	校内就業体験
		校外就業体験	校外就業体験
1月22日から 1月26日	校外就業体験	校外就業体験	(校外就業体験)

- ・校外就業体験の日数は、1週間以内で、生徒により異なります。
- ・中学部は、6/19～、10/30～、1/15～、1週間行い、校外就業体験は主に県リハで行います。

◆福祉サービス（生活介護、就労移行、就労継続B型等）利用申込（高3年生対象）

学校	8月31日までに、高等部3年生で、福祉サービス利用希望者の第1希望事業所に、利用希望の見込みについて連絡します。 1学期終業式までにアンケートを取らせていただく予定です。
保護者	9月1日から11月10日までに、市町村福祉課へ出向き、利用申込書に記載し、申し込みます。希望事業所は3か所までです。サービスごとに1か所と数えます。
市町村	受け付けた利用申込書に基づき、12月1日までに、事業所に利用申込書を提出します。
障害支援区分認定	利用する本人について、80項目の障害支援区分認定を行います。市町村によって実施方法や時期が異なりますので、各市町村福祉課へお尋ねください。
事業所	福祉サービスの利用希望を受けて、12月15日までに受け入れ状況を、市町村に連絡します。市町村は、保護者と学校に受け入れ状況を連絡します。
サービス利用計画	相談支援事業所へ利用計画の作成依頼を行います。利用する施設が決定次第、相談支援事業所にて利用計画が作成され、市町村から受給者証が発行されます。
就労アセスメントの実施	進路先に就労継続B型を利用する場合は必須です。実施する事業所を決める必要があるため、早い段階で市町村役場福祉課へ出向き、相談します。

◆地域総合ネットワーク相談会の参加希望の申し込みを、6月23日までにお願います。